

スポ振第327号
平成20年12月19日

栃木県山岳連盟会長 様

栃木県教育委員会教育長 須藤 稔



冬山登山及びスキー・スケート等の事故防止について（通知）

登山やスキー・スケート等の野外活動は、青少年の健全育成に大変有意義な活動ですが、一方では、これらの活動は自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故が発生しており、大変憂慮されるところです。

特に、冬山は気象条件の変化が激しく、多くの事故例をみても登山中に吹雪やガスに襲われて行動不能となったり、雪崩の起こる危険性や悪天候を無視した無謀な行動に起因することが多いので、こうした厳しい自然条件に対する謙虚さと自己の行動に対する責任感が強く望まれます。

つきましては、別紙「冬山登山及びスキー・スケート等についての留意事項」について周知徹底し、事故防止に努めるようお願いいたします。

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課

TEL：028（623）3416

FAX：028（623）3411

生涯スポーツ担当：熊木

(別 紙)

冬山登山についての留意事項

- 1 厳冬期の山岳地帯は悪天候が普通であり、気象条件も激変しやすいので天候の急変、大雪や雪崩、強風に注意すること。
 - ・ 11月から5月末日頃までの登山は、冬山登山の要注意期間として特に注意する必要がある。
 - ・ 晴天に恵まれた場合でも、それが続くことはまれであり、その直後にはガスや暴風雪に急変して行動不能になることを絶えず念頭において行動すること。
 - ・ 冬山では、常に雪崩の起こる危険性があるので、目的地の地形や雪崩に関する状況等を事前に詳しく調査し、危険の予想される場所には近づかないこと。
特に、降雪中及びその直後は注意すること。
 - ・ 厳しい自然条件に対する謙虚さと自己の行動についての責任を持ち、いかに知識や経験が豊富で技術に優れていても、それを過信しないこと。
- 2 高等学校生徒の冬山登山は、極力避けることを原則とする。
 - ・ 高校生は、技術、体力、経験等からみて、冬山における安全を確保することは、極めて難しいと考えられるので、夏山登山を中心とし、冬山積雪期における登山は、自主的に規制することが望ましい。
 - ・ 特に、冬山登山を実施するに当たっては、保護者に対して計画内容を熟知させた上で、必ず同意書を得ておくこと。
また、登山計画の内容についても、安全確保を基本条件とし、十分に基礎訓練を積んだ生徒を対象として、経験豊富な指導者のもとで、県内の安全な山における基礎訓練の範囲にとどめるものとする。
 - ・ 無届けの生徒の登山やOBとの合同登山及び単独登山などは厳禁すること。
 - ・ 緊急時に備え、昼夜を問わず連絡の可能な留守本部と関係者への連絡網を明確にしておくこと。
 - ・ 昭和41年11月22日付、健教第775号教育長通達「冬山登山の事故防止について」の3、参加者(2)に基づき、参加者の健康診断については、事前に必ず実施するようになっているので遵守すること。

3 優れたリーダーのもとで、綿密・適切な計画を立て、余裕のある日程のもとに行動すること。

- ・ 冬山の厳しい自然条件にかんがみ、パーティーの技術、体力、経験等を考慮して適切な山を選定し、計画を立てること。
- ・ 登山計画は、しっかりしたリーダーのもとに参加者全員による検討を行い、計画内容を全員に熟知させ、予備日、停滞日を考慮した余裕ある日程を組むこと。
- ・ 冬山における装備品の欠陥や不備は、直ちに遭難に結びつくので点検と確認を万全にし、食料や燃料等も周到な準備をすること。
- ・ 山岳遭難防止上、リーダーの果たす役割は極めて大きい。従って、リーダーは常にメンバーを確実に把握し病人や疲労度、気象の急変等に即応して冷静・沈着な判断と適切な措置を講ずるなど慎重に行動すること。

また、行動はメンバー中の能力の低い者を基準とすること。

4 登山者は、登山計画を家族、所属団体等に事前に十分連絡しておくとともに、登山地の警察署、山遭協等関係機関に次に掲げる事項を記載した計画書（登山届）を必ず提出すること。

- ・ 登山者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、職業、登山歴
- ・ 緊急時の連絡先（留守本部）の住所、氏名、電話番号、団体等については、その氏名、事務所の所在地、電話番号、責任者の氏名
- ・ 日程中の行動の概要（予備日数、エスケープルート等を含む）
- ・ 装備、食料、携帯電話、トランシーバー持参の場合は、その周波数

なお、登山計画については、登山指導所や警察、関係機関等から指示を受けた場合は、その指示に従って行動すること。

(注) 高等学校以外の一般山岳団体関係で

- ① 富山県の登山届出条例適用地に入山する場合は、計画書を20日前までに富山県知事あて提出することが義務づけられている。（提出先：富山県生活環境部自然保護課）
- ② 谷川岳の登山については、「群馬県谷川岳遭難防止条例」により、12月1日より2月末日までは危険地区に登山しないよう、群馬県より自主規制の協力依頼があったので、危険地区はもちろん、一般コースについても冬山登山は自主規制し、遭難防止に協力されたい。

③ 長野県内の山に入山する場合は、10日前までに長野県警本部地域課（長野県庁内）及び入山地警察署に登山計画書を提出するとともに、特に危険地区として指定されている山系には、装備・技術等の優れた経験豊富なパーティー以外は、入山しないよう協力依頼があったので注意されたい。（別添「冬山の遭難事故防止について」を参照）

5 登山計画書を提出したパーティーも、入山時は必ず登山指導所に立ち寄り、登山者カードに記載するとともに山岳情報を聞いてから登山するよう配慮すること。

また、下山した場合も関係機関にその旨報告し、さらに、登山コースの積雪状況等を連絡して、より正確な遭難防止活動ができるよう協力すること。

スキー・スケート等についての留意事項

1 学校におけるスキー・スケート等教室の実施に際しては、生徒の実態を把握し、計画的、段階的に、かつ、安全上無理のないよう配慮するとともに、集団生活を通じて協調性を養い、相互理解を深めるなど一層効果があるよう工夫する。

2 スキーやスケート等を実施する場合も、登山同様、目的地、日程、行動概要等を学校・家庭・宿舎等に連絡しておくこと。

3 スキーツアー等はできるだけ避けて、グレンデスキー等を原則とする。もし、ツアーを実施する場合は、コースに詳しい経験豊富な指導者のもとに、ツアーカードの提出も含めて冬山登山同様の安全対策を講ずること。

4 湖沼リンクを利用してスケートを実施する場合は、事前調査を十分に行い、当該施設管理者の指導助言を求めるなど、安全確保に十分配慮すること。

特に、滑走の可否については、氷厚のみならず氷質にも十分留意して判断すること。

(注) 県立学校にあっては、冬山登山を実施する場合は、規則により所定の様式によって承認申請書を提出し、県教育委員会の承認を得ることになっているので遵守すること。



20県遭防第10号
平成20年(2008年)11月27日

○ 都道府県教育委員会教育長
都道府県警察本部長
(社) 日本山岳協会会長 様
都道府県山岳協会(連盟)会長

長野県山岳遭難防止対策協会長
長野県知事 村井 仁

冬山の遭難事故防止について(依頼)

冬山の遭難事故防止につきましては、毎年格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、冬山シーズンを迎え、今年も多数の登山者が本県の山岳に入山するものと予想されます。
冬山登山は、低温、積雪等の厳しい自然条件のもとで、高度な登山技術と装備、鍛練された体力、
さらに綿密な計画と組織的な行動が要求されるところであります。
しかしながら、残念なことに、毎年、冬山の特性への適応に欠ける登山者が後を絶たず遭難事故
の大きな要因となっております。
こうした状況を踏まえ、当協会では、登山者に対する指導活動等冬山登山の遭難事故防止対策に
万全を期しているところでありますが、貴職におかれましても下記により、冬山の安全登山につい
て御指導くださいますようお願い申し上げます。

記

1 適切な登山計画と無謀登山の自粛について

冬山の厳しい自然条件を踏まえ、パーティーの技術、体力、経験等を考慮して無理のない計画
により、無謀な登山を慎むよう下記により指導願います。

- (1) 登山計画は責任の持てるリーダーを中心に、参加者全員で検討を行うなど、計画の周知を図
るほか、予備日、停滞日を考慮した余裕のある日程とすること。
- (2) 冬山では、装備品の欠陥は直ちに遭難に結びつくことから、アイゼン、ピッケル、コンロ、
ビーコン等の装備品について事前点検を行うとともに、使用方法等を熟知しておくこと。
- (3) 単独登山は、遭難しても救助を求めることができない等危険が大きいため、できる限り慎む
こと。
- (4) 万一遭難が発生した場合には、自力救助及び所属山岳会等への連絡体制を確保しておくこと。

2 危険性の高い山域に対する注意喚起

冬山は気象条件等を考慮すると、そのほとんどが危険区域となります。

特に本県では、遭難事故が多発している下記の場所については、技術に優れ、豊富な経験と完
全な装備を備えたパーティーの他は入山しないよう指導してください。

山系	遭難の危険性の高い山域
槍・穂高連峰	前穂高岳北尾根～吊尾根一帯、西穂高岳～奥穂高岳、北鎌尾根
後立山連峰	不埒ノ嶮～五竜岳～鹿島槍ヶ岳
八ヶ岳連峰	横岳(大同心, 小同心)一帯
中央アルプス	宝剣岳及び中岳西側一帯
南アルプス	鋸岳, 赤石岳, 塩見岳一帯
戸隠連峰	西岳一帯, 蟻の塔渡一帯

3 山岳情報について

12月中旬に配布を予定しております当県山岳の「冬山情報」を、登山計画立案時の指導等に活用願います。また、入山時には直前の山岳状況を確認するよう指導するほか、次の事項について指導してください。

なお、県下全域の山岳情報については長野県警察本部地域課 TEL026(235)3611(直通)またはインターネット <http://www.pref.nagano.jp/police/> において提供及び相談に応じています。

- (1) 登山シーズン中は登山口や近くのJR駅等に各地区の山岳遭難防止対策協会が登山相談所を開設しますので、入山時は必ず立寄り、登山道や積雪などの山岳状況を確認してから入山すること。
- (2) 下山した場合は、入山地の警察署、登山相談所等に登山コースの積雪状況等を連絡し、より正確な相談活動が出来るよう協力すること。

4 山岳保険への加入について

遭難事故の捜索、救助活動には、多くの人員と多額の費用がかかりますが、この費用は、遭難者の家族等が負担することになりますので、山岳保険に加入してから登山するよう指導してください。

5 登山計画書(登山者届)の提出の徹底について

登山計画は、家族や職場に「登山計画書」として必ず知らせておくほか、入山地を所轄する警察署にも提出のうえ、入山するよう指導してください。

なお、所轄警察署が不明な場合は 長野県警察本部地域課(〒380-8570 長野市南長野長野県庁内 TEL026(235)3611(直通))に送付するよう指導してください。

また、登山計画書を送付したパーティーも入山時に必ず登山相談所(駅又は登山口附近に開設。)に立ち寄り、最新の山岳情報を得て入山するよう指導してください。

6 通信連絡の確保について

冬山は殆どの小屋が閉鎖されていますので、通信確保の手段として無線機等を携行し、万一の場合に備えるほか、他のパーティーの遭難に対しても可能な範囲で協力するよう指導してください。

なお、携帯電話は不感地域が多いこと、寒冷により電池寿命が短くなることから、予備電池の携行や無線機等との併用を指導してください。

長野県山岳遭難防止対策協会防止対策部
(長野県教育委員会事務局スポーツ課内)
部長 宮本 正之 担当者 喪 伸一
TEL 026(235)7447
FAX 026(235)7476
E-mail sports-ka@pref.nagano.jp